

新たに組合員になられた皆さまへ

# 「年金」の基本を知っておきましょう

毎月の給料等やボーナスから「厚生年金(共済)」の保険料、「退職等年金分掛金」が控除されますが、皆さまは公立学校共済組合の「年金」についてご存知ですか？

ご自分が加入されている年金が「どんな年金」なのか、わからない方もいらっしゃるのでは…。

この機会に「ご自分にかかわる公的年金」の基本を知っておきましょう。



Point

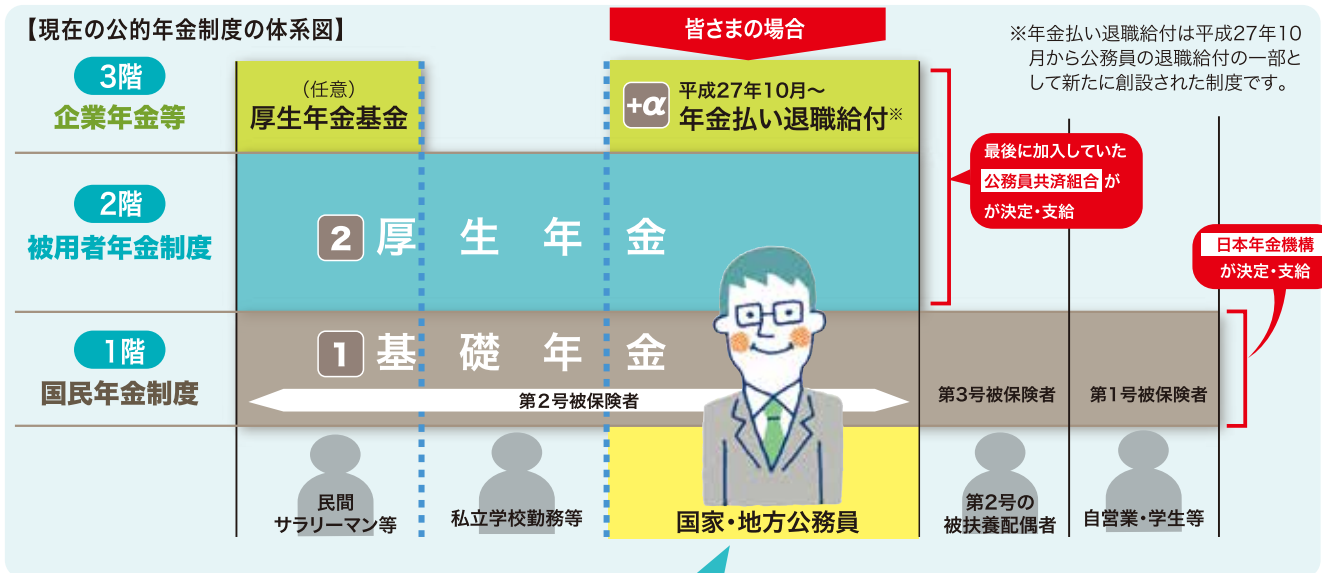
ひと口に「年金」と言っても…

**皆さまは2つの公的年金制度 + α に加入しています！**

- 1 全国民に共通する基礎的な年金制度「**国民年金制度**」
- 2 被用者(給与をもらい働く人)に共通する「**被用者年金制度**」
- +α 公務員特有の制度「**年金払い退職給付**」

それぞれ、  
受給要件や算定方法が  
異なる別の制度です。

【現在の公的年金制度の体系図】



給与等支給明細書を見てみよう！

厚生年金(共済)	25,917円
退職等年金分掛金	2,250円

2 厚生年金の保険料(このなかには1基礎年金の保険料分も含まれます。)

+α 年金払い退職給付の掛金

Point

年金って老後のことだけじゃない…

**公的年金は、老齢・障害・遺族の3つの種類があります！**

国民年金、厚生年金には、それぞれの制度ごとに3つの種類があり、受給要件も異なります。詳細は「福利厚生ハンドブック」を確認しましょう！



## 老齢厚生年金

一定の組合員期間があり、支給開始年齢に達したときに支給される年金です。

## 障害厚生年金

組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金です。

## 遺族厚生年金

組合員又は組合員であった者が死亡したときに、遺族に支給される年金です。

問合せ先 給付貸付課年金係 ☎ 03-5320-6828